5　海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定等

㈠　経済産業大臣及び国土交通大臣は、基本方針に基づき、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であって基準に適合するものを、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域として指定することができることとした。（第八条第一項関係）

㈡　経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定及び海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとした。（第九条第一項関係）

㈢　海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域（以下「促進区域内海域」という。）において、促進区域内海域の占用等をしようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととした。（第一〇条第一項関係）

6　公募占用計画の認定等

㈠　経済産業大臣及び国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を指定したときは、促進区域内海域において海洋再生可能エネルギー発電設備の整備を行うことにより海洋再生可能エネルギー発電事業を行うべき者を公募により選定するために、基本方針に即して、公募の実施及び海洋再生可能エネルギー発電設備の整備のための促進区域内海域の占用に関する指針（以下「公募占用指針」という。）を定めなければならないこととした。（第一三条第一項関係）

㈡　公募に応じて選定事業者（促進区域内海域において海洋再生可能エネルギー発電設備の整備を行うことにより海洋再生可能エネルギー発電事業を行うべき者として公募により選定された者をいう。以下同じ。）となろうとする者は、その設置しようとする海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用に関する計画（以下「公募占用計画」という。）を作成し、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならないこととした。（第一四条第一項関係）

㈢　経済産業大臣及び国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者を選定事業者として選定し、当該公募占用計画が適当である旨の認定をするものとした。（第一五条及び第一七条関係）

㈣　選定事業者は、㈢の認定を受けたときは、公募占用計画の認定を受けた公募占用計画に従って海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理をしなければならないものとした。（第一九条第一項関係）

㈤　経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者が㈣の規定に違反した場合等には、㈢の認定を取り消すことができることとした。（第二一条第一項関係）

7　監督等

㈠　国土交通大臣は、5の㈢に違反する行為をした者等に対して、原状の回復等を命ずることができることとした。（第二四条第一項関係）

㈡　経済産業大臣及び国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、選定事業者に対し、報告徴収又は立入検査を行うことができることとした。（第二五条第二項関係）

8　罰則

所要の罰則規定を設けることとした。（第三一条～第三六条関係）

9　附則

㈠　公募占用指針の公示に関する経過措置についての規定を設けることとした。（附則第二条関係）

㈡　この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（条約第一三号）（外務省）

この協定は、重大な犯罪の防止、探知及び捜査を目的として利用される情報を交換するための枠組みを定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この協定における「自動照会」、「個人情報」及び「重大な犯罪」について定義している。（第一条関係）

2　両締約国政府は、査証免除制度の下で安全な国際的な渡航を一層容易にしつつ、両国の国民の安全を強化するため、重大な犯罪の防止、探知及び捜査を目的として利用される情報を交換するためにこの協定により設けられる枠組みの下で相互に協力する旨規定している。（第二条関係）

3　各締約国政府は、国内連絡部局を指定し、他方の締約国政府に対し外交上の経路を通じてこの国内連絡部局を通知すること等について規定している。（第三条関係）

4　各締約国政府の国内連絡部局は、重大な犯罪の防止、探知及び捜査のため、ある個人が重大な犯罪を実行するか又は実行したかについて調査する理由がある場合にのみ、指紋情報に関する自動照会を開始することができること等を規定している。（第四条関係）

5　照会する締約国政府の国内連絡部局は、自動照会の結果、適合する指紋情報がある場合には、要請の目的等を書面にて通報することを条件として、照会を受けた締約国政府の国内連絡部局に対し、追加的な情報の提供を要請することができること等について規定している。（第五条関係）

6　いずれの一方の締約国政府も、事前の要請がない場合においても、重大な犯罪が実行される又は実行されたと信ずるに足りる理由があるときは、自国の法令に従い、他方の締約国政府に情報を提供することができることについて規定している。（第六条関係）

7　情報を受領した国内連絡部局は、要請があるときは、当該情報を提供した国内連絡部局に対し当該情報の利用の結果を通報することについて規定している。（第七条関係）

8　各締約国政府は、情報の処理に対する制限（提供された情報の保管期間及び利用目的の限定並びに第三者への不開示等）に従うこと等について規定している。（第八条関係）

9　両締約国政府は、提供された情報を保護するために必要な措置がとられることを確保することについて規定している。（第九条関係）

10　一方の締約国政府は、他方の締約国政府に提供し、又は当該他方の締約国政府から受領した情報が不正確なもの等であることを知った場合には、当該他方の締約国政府に通報し、受領した情報が不正確なものである等との通報を受けた場合等には、当該情報の訂正等の適切な措置をとることについて規定している。（第一〇条関係）

11　各締約国政府は、両締約国政府間で伝達された情報の提供及び受領の記録を保管し、当該記録は不適切に利用されることのないように適当な措置により保護され少なくとも二年間保管されること等について規定している。（第一一条関係）

12　締約国政府は、自らの義務を履行するに当たって自らが負った費用を予算上の資金の利用可能性に従って負担することについて規定している。（第一二条関係）

13　この協定のいかなる規定も、他の適用可能な国際協定等に従って、いずれか一方の締約国政府が他方の締約国政府に対し、情報を要請し、又は提供することを妨げるものではないこと等について規定している。（第一三条関係）

14　両締約国政府は、この協定の円滑な実施等のために協議することについて規定している。（第一四条関係）

15　この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの内部手続を完了した旨を相互に通知する外交上の公文を交換した日の後三〇日目の日に効力を生ずること等について規定している。（第一五条関係）

16　附属書Ⅰに掲げる区分に該当する犯罪等であって、死刑又は無期若しくは長期一年を超える拘禁刑に処することとされているものは、「重大な犯罪」としてこの協定の適用対象となることについて規定している。また、附属書Ⅱでは、日本国政府は、特定された個人に関する自動照会の場合には、一定の区分に該当する個人の指紋情報であって、自動指紋識別のための国のシステムに保管されているものをアメリカ合衆国政府に利用可能とすること等について規定している。（附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ関係）